

# ○大府市中高生の居場所づくり事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中学生及び高校生世代のこどもが、家庭でも学校でもなく気軽に立ち寄り、こども同士又は大人と緩やかなつながりを持ち、安心して過ごせる居場所づくりを目的として実施する大府市中高生の居場所づくり事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 事業を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、本市在住又は在学の中学生及び高校生世代のこどもとする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 放課後における利用者の居場所の提供
- (2) 信頼できる大人の相談相手の提供
- (3) 支援又は見守りが必要なこどもの把握及び関係機関へのつなぎ
- (4) 前3号に掲げるもののほか、利用者の健全育成を図ること

(実施場所)

第4条 事業は、大府市役所庁舎6階の市長が指定する場所において実施する。

(実施日及び実施時間)

第5条 事業は、毎月第1水曜日の午後5時から午後7時まで実施する。ただし、次の各号に掲げる日を除く。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年1月4日までの日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める日

(費用の負担)

第6条 事業の利用及び実施場所の施設、備品等の使用に係る費用は、無料とする。

(利用条件)

第7条 利用者は、事業の利用に当たり、大府市庁舎管理規則（昭和47年大府市規則第1号）第17条に規定する禁止行為のほか、次の行為を行ってはならない。

- (1) 危険物類及び動物類を施設内に持ち込むこと。
- (2) 市長が定めた区画以外に立ち入ること。
- (3) 市長が定めた備品等以外のものを使用すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、利用に際し、市職員が指示した事項に反すること。

(ボランティア)

第8条 事業の実施に際し、実施場所にボランティアを配置する。

2 ボランティアは、第3条各号に掲げる内容の実施に必要な範囲内で、市職員の管理の下に活動を行う。

3 ボランティアは、利用者に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはな

らない。

(保険の加入)

第9条 ボランティアは、事業の実施に際し、損害賠償責任事故及び傷害事故に対応するための保険に加入することとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。